



2019年 8月 第85号

産業文化通信

JCI 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話: 03-3525-4838



暑中お見舞い申し上げます

毎日暑い日が続いておりますが、組合員の皆様におかれましては、お変わりなくお過ごしのことと拝察申し上げます。食欲・体力が落ちるこの時期に、食中毒や熱中症にならないよう、実習生にもご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

地域別最低賃金過去最大の上げ幅、平均 901 円へ

厚生労働相の諮問機関である中央最低賃金審議会は、2019年度の全国の平均最低賃金の目安を27円引き上げて時給901円にする方針を決めたとの報道がありました。

今後、各都道府県の地方審議会が地域の経済情勢等を踏まえ、実際の引き上げ額が決定されます。9月末頃には、正式な改定金額及び発行日が明らかになりますので、発表があり次第各企業様にご案内いたします。

建設分野技能実習の新たな受け入れ基準について

令和元年7月5日、【建設関連職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等】が交付され、**実習生の職種が、建設職種及び、塗装（建築塗装）・溶接・鉄工であり、かつ受け入れ企業が日本産業分類D-建設業に属する場合に限り、以下の基準が強化されます。**

(1) 技能実習を行わせる体制の基準（令和2年1月1日施行）

- 申請者（受け入れ企業）が建設業法第3条の許可を受けていること
- 申請者（ ）が建設キャリアアップシステムに登録していること
- 技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること

(2) 技能実習生の待遇の基準（令和2年1月1日施行）

- 技能実習生に対し、報酬を安定的に支払うこと
※技能実習生に対する賃金は安定的な支給が可能な【月給制】のみを認める
（これまでのような【時給制】や【日給制】は不可とする。）

(3) 技能実習生の数（令和4年4月1日施行）※人数枠の要件のみ3年後の施行となります

- 技能実習生の1号・2号・3号を合わせた受入れ人数は、日本人従業員（役員を含む）の総数を超えないこと。（優良な実習実施者・監理団体は免除）

新基準は、それぞれ施行日以降に1号の申請を行う実習生から適用されます。